

石川県公報

令和8年4月21日(火曜日)

号 外

(第30号)

目 次

目	次
公 告	
○石川県条例第18号の公布公告	(税 務 課) 1
○石川県規則第21号の公布公告	(同) 5
	○石川県訓令第8号の公表公告 (同) 12
	○石川県訓令第9号の公表公告 (同) 13

公 告

石川県条例第18号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和8年4月21日

石川県知事 山 野 之 義

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を(一)に公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第十八号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

「第八節 自動車税

目次中 第一款 通則(第百三十二条―第百三十四条) を「第八節 自動車税(第百三十二―第百三十四条の二)」に改める。
第二款 環境性能割(第百三十五条―第百四十四条の二)
第三款 種別割(第百四十四条の三―第百四十四条の十三)

「第百四十四条の三」に改める。

第四条第二項ただし書中「第百四十四条の十三第二項」を「第百四十四条の三第二項」に改める。

第五条第一項中「第百四十四条の十三」を「第百四十四条の三」に改める。

第十条第二項第一号中「第百三十三条第三項」を「第百三十二条第二項」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「、申告納付すべき日における自動車の取得者(第百三十四条の規定により自動車の取得者とみなされる者を含む。)の住所地(自動車の取得者の住所が県内にない場合には、当該取得した自動車の主たる安置場の所在地)」を削る。

第二十八条第三項中「若しくは第百三十九条第一項」を削り、同条第五項中「第百四十四条の九第四項」を「第百四十一条第四項」に改め、「の種別割」を削る。

第三十二条第一項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第三十五条第一項中「の種別割」を削り、「第百三十九条第一項、第百四十四条の十」を「第百四十三条」に改める。

第七十条の二第二項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万

円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第二章第八節第一款の款名を削る。

第百三十二条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「自動車とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第百三十三条第一項を次のように改める。

自動車税は、主たる定置場が県内に所在する自動車に対し、その所有者に課する。

第百三十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百三十四条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項を削る。

第二章第八節第二款を削る。

第二章第八節第三款の款名を削る。

第百四十四条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第三号中「もつばら」を「専ら」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百三十五条とする。

第百四十四条の四の見出し及び同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百四十四条の五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「同項の規定」を「同項(同号に係る部分に限る。)の規定」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「第百四十九条第一項第一号」を「附則第十二条の三」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百四十四条の六の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百七十七条の七第三項」を「第百五十四条第三項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百三十八条とする。

第百四十四条の七(見出しを含む)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百三十九条とする。

第百四十四条の八の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第百四十四条の十二第一項第五号」を「第百四十四条の二第一項第五号」に改め、同条を第百四十条とする。

第百四十四条の九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(次項、次条及び第百四十三条第一項において「新規登録」という。)」に、「第百七十七条の十第二項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十二条第一項」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百四十四条の九の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第九条の十六」を「第九条」に改め、同条を第百四十二条とする。

第百四十四条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、「第百七十七条の十二第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百四十二条とする。

第百四十四条の十一第一項中「第百三十四条第一項に規定する」を削り、同条を第百四十四条とする。

第百四十四条の十二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第三号中「身体障害者等のため」を「身体障害者等(身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むに当たり、歩行することが困難である者として規則で定める者をいう。以下この項及び第六項において同じ。)のため」に改め、同号ロ中「日常生活支援利用」の下に「(通学、通院、通所、生業その他の日常生活に必要な不可欠な利用として規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条第二項、第三項及び第五項から第八項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百四

十四条の一とする。

第四百四十四条の十三（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第四百四十四条の三とする。

附則第五条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十条の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の四第八項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「(昭和五十四年法律第四十九号)」を加え、「附則第十二条の二の七の二第一項」を「附則第十二条の二の八第一項」に改める。

附則第十二条の五から第十二条の十までを削る。

附則第十三条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百四十九条第一項第二号」及び「第四百四十九条第一項第三号」を「附則第十二条の三第一項」に改め、「の種別割」を削り、「第四百四十四条の五第一項」を「第三百三十七条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（法附則第十二条の三第一項第一号に規定するガソリン自動車をいう。第四項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（法附則第十二条の三第一項第一号に規定する石油ガス自動車をいう。第四項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに法附則第十二条の三第一項第一号に規定する初回新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（法附則第十二条の三第一項第二号に規定する軽油自動車をいう。第四項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十三条第二項中「第四百四十四条の六」を「第三百二十八条」に改め、同条第三項中「第四百四十四条の五第一項」を「第三百三十七条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロ」を「法附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項第三号中「第四百四十九条第一項第三号」を「附則第十二条の三第一項第一号」に改め、「いう。」の下に「次項第一号において同じ。」を加え、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第三百三十七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（次号及び第三号において「エネルギー消費効率」という。）が法附則第十二条の三第三項第一号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同項第一号に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成

十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの
に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エ
ネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上の
もので省令で定めるもの

二 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用さ
れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの又は同項の規定により平成
二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの
に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を
乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

附則第十三条第五項中「第百四十四条の六」を「第百三十八条」に改める。

附則第十四条第一項中「法第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割
」を削り、「第百四十四条の五第二項」を「第百三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第百四十四条の六」
を「第百三十八条」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第十四条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第百四十四条の八」
を「第百四十条」に、「第百四十四条の十」を「第百四十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」
を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条
例の一部改正)

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関
する条例(昭和二十七年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条及び第二条(見出しを含む)中「の種別割」を削る。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第百四十四条の九」を「第
百四十一条」に改め、同条第二項中「の種別割」を削り、「第百四十四条の八第一項」を「第百四十条第一項」
に改め、同条第三項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、
同条第四項中「の種別割」を削り、「第百四十四条の十第一項」を「第百四十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(附則第四項において「新条例」という)第七十条の二第一
項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産
取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例に
よる。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 施行日前に石川県税条例第百二十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料
炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若し
くは同条例第百二十五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引
取税の特別徴収義務者が同条例第百二十四条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引
取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例第百三十二条から第百四十四条の三まで及び新条例附則第十三条から第十四条の二までの規定は、
令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の石川県税条例(以下この
項において「旧条例」という)第百四十二条第一項又は第百四十二条第一項の規定により納税義務を免除
される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第百四十二条第五項若しくは第百四十二条第二項

の規定による遷付又は旧条例第百四十二条第六項（旧条例第百四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。

7 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 第二条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

石川県規則第21号の公布公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和8年4月21日

石川県知事 山 野 之 義

石川県税条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十一号

石川県税条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則（石川県税条例施行規則の一部改正）

第一条 石川県税条例施行規則（昭和三十三年石川県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「の種別割」を削る。

第十六条の二中「の種別割の」を「の」に、「自動車税の種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

第二十条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十二條第一項ただし書中「の種別割」を削り、同条第二項中「第八十六條の五第三項及び第百四十二條第六項（第百四十二條第三項において準用する場合を含む。）」を「及び第八十六條の五第三項」に改める。

第二十三條の二中「軽油引取税又は自動車税の環境性能割」を「又は軽油引取税」に改める。

第六十八條の二及び第六十八條の三を削る。

第六十八條の四第一項中「第百四十四條第一項第二号」を「第百四十四條の二第一項第三号」に改め、同条を第六十八條の二とする。

第六十八條の五第一項中「第百四十四條第一項第二号ロ」を「第百四十四條の二第一項第三号ロ」に改め、同条を第六十八條の三とする。

第六十八條の六を削る。

第六十九條の見出しを「（自動車税納付義務免除申告書の様式）」に改め、同条中「第百四十四條の十一第三項」を「第百四十四條第三項」に改める。

第六十九條の二の見出しを「（自動車税減免申請書の様式）」に改め、同条第一項中「第百四十四條の十二第二項」を「第百四十四條の二第二項」に改め、同条第二項中「第百四十四條の十二第三項」を「第百四十四條の二第三項」に改め、同条第三項中「第百四十四條の十二第七項」を「第百四十四條の二第七項」に改める。

第七十條の見出しを「（自動車税納税証明書の交付）」に改め、同条第一項中「第百四十四條の十三第二項」を「第百四十四條の二第一項」に、「種別割」を「自動車税」に、「自動車税（種別割）納税証明書交付申請書」を「自動車税納税証明書交付申請書」に改め、同条第二項中「自動車税（種別割）納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改め、同条第三項中「第百四十四條の十三第二項」を「第百四十四條の二第二項」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税（種別割）納税証明書」を「自動車税納税証明書」

に改める。

石川県税条例施行規則様式目次中「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税(種別割)更正分納税通知書」を「自動車税更正分納税通知書」に改め、

「更正
第七号様式(その五) 自動車税(環境性能割)決定通知書第十三条を削り、「第十九号の五
加算金決定」
様式 自動車税(環境性能割)徴収猶予申告書第二十条を「第十九号の五様式 削除」に、「第二十六
号の六様式(その五) 差押調書(電話加入権用)第二十七条の二」を
「第二十六号の六様式(その五) 差押調書(電話加入権用)第二十七条の二
第二十六号の六様式(その六) 差押調書(振替社債等用)第二十七条の二」に、「第二十六号の十八様
式(その二) 差押通知書(電話加入権用)第二十七条の二」を
「第二十六号の十八様式(その二) 差押通知書(電話加入権用)第二十七条の二
第二十六号の十八様式(その三) 差押通知書(振替社債等、発行者用)第二十七条の二」に、
第二十六号の十八様式(その四) 差押通知書(振替社債等、振替機関等用)第二十七条の二」
「第六十一号様式から第六十五号様式まで 削除
第六十六号様式 自動車税(環境性能割)減免申請書(日本赤十字社等関係)第六十八条の六を「第
第六十六号の二様式 自動車税(環境性能割)減免申請書(災害関係)第六十八条の六」
六十一号様式から第六十六号様式まで 削除」に、「自動車税(種別割)納付義務免除申告書」を「自動車
税納付義務免除申告書」に、「自動車税(種別割)減免申請書(災害関係)」を「自動車税減免申請書(災
害関係)」に、「自動車税(種別割)減免申請書(公益関係)」を「自動車税減免申請書(公益関係)」に、「自
動車税(種別割)減免申請書(一般生活路線バス関係)」を「自動車税減免申請書(一般生活路線バス関係)」
に、「自動車税減免申請書(身体障害者等の利用に供する自動車等関係)」を「自動車税減免申請書(専ら
身体障害者等の利用に供する自動車関係)」に、「自動車税(種別割)減免申請書(商品中古自動車関係)」
を「自動車税減免申請書(商品中古自動車関係)」に、「自動車税(種別割)納税証明書交付申請書」を「自
動車税納税証明書交付申請書」に、「自動車税(種別割)納税証明書第七十条」を「自動車税納税証明書
第七十条」に改める。

第二号様式(その一)中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第二号様式(その二)中「 自動車税(種別割)」を「 自動車税」と「 軽自動車税(種別割)」を「 軽自動車税」に改める。

第五号様式(その二)(表)中「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、
「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第五号様式(その二の二)(表)中「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第五号様式(その九)中「自動車税(種別割)更正分納税通知書」を「自動車税更正分納税通知書」に、
「第177条の10」を「第157条」に改める。

第七号様式(その五)を削る。

第十九号の五様式を次のように改める。

第19号の5様式 削除

第二十三号様式中「の名称」を「を特定する情報」に改める。

第二十三号の二様式中

自動車税 (環境性能割)	登録番号	車名	型式	類別 区分番号	車台番号
	区分	課税標準額	税額	備考	

を

区	分	課税標準額	税	額	備	考
---	---	-------	---	---	---	---

備考2を備考とする。

第114号の振替(26の1)(賦)の「第173条 第177条の19」を「第166条」と改める。

第114号の改正の振替(26の1)の改正の1の振替を戻す。

第26号の6様式(その6)(振替社債等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
石川県 事務所									
徴税吏員 ㊟									
下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。									
この振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。									
滞 納 者	住 所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
差 押 財 産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。									
(滞納者との関係)									
年 月 日									
差押通知書(発行者あて)を受領しました。									
(発行者との関係)									
年 月 日									
差押通知書(振替機関等あて)を受領しました。									
(振替機関等との関係)									
年 月 日									

備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内

(その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで)に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を經由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考1 この調書は、国税徴収法第73条の2第1項の文書に使用し、第26号の18様式(その3)及び第26号の18様式(その4)と複写により作成すること。

2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第11号の18様式(その1)の次に第11号様式を加える。

第26号の18様式(その3)(振替社債等、発行者用)

差 押 通 知 書									
発行者 様								年 月 日	
石川県 事務所									
徴税吏員						㊟			
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。差押財産について金銭の支払い等をする場合には、当事務所あて履行してください。この通知を受けた後、滞納者に履行してもその履行は無効です。									
滞 納 者	住 所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
差 押									

財 産		
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。		
年 月 日		〔 滞納者との関係 〕
差押通知書（発行者あて）を受領しました。		
年 月 日		〔 発行者との関係 〕
差押通知書（振替機関等あて）を受領しました。		
年 月 日		〔 振替機関等との関係 〕

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内と公売期日とのうち、いずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考 この通知書は、国税徴収法第73条の2第1項の文書に使用し、第26号の6様式（その6）及び第26号の18様式（その4）と複写により作成すること。

第26号の18様式（その4）（振替社債等、振替機関等用）

差 押 通 知 書									
振替機関等								年 月 日	
様									
石川県 事務所									
徴税吏員								Ⓜ	
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。この通知を受けた後、差押財産の振替又は抹消をしてもその振替又は抹消は無効です。									
滞 納 者	住 所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
差 押 財 産									
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 <div style="text-align: right;">〔 滞納者との関係 〕</div> <div style="text-align: center;">年 月 日</div>									
差押通知書（発行者あて）を受領しました。 <div style="text-align: right;">〔 発行者との関係 〕</div> <div style="text-align: center;">年 月 日</div>									
差押通知書（振替機関等あて）を受領しました。 <div style="text-align: right;">〔 振替機関等との関係 〕</div> <div style="text-align: center;">年 月 日</div>									

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内と公売期日とのうち、いずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考 この通知書は、国税徴収法第73条の2第1項の文書に使用し、第26号の6様式（その6）及び第26号の18様式（その3）と複写により作成すること。

紙くすしちぎらるゝ紙くすしちぎらるゝをさるゝのいしぎるゝ。

第61号様式から第66号様式まで 削除

紙くすしちぎらるゝ紙くすしちぎらるゝ。

紙くすしちぎらるゝ「自動車税（種別割）納付義務免除申告書」や「自動車税納付義務免除申告書」じ「自動車税（種別割）の」や「自動車税の」しぎるゝ。

紙くすしちぎらるゝ「自動車税（種別割）減免申請書（災害関係）」や「自動車税減免申請書（災害関係）」じ「自動車を修繕したので、」や「自動車を修繕したので、」じ「自動車税（種別割）の」や「自動車税の」じ「自動車を買い替えたので、」

	修理工場の名称 及び所在地				
買 替 え 自 動 車	登 録 番 号		年 税 額		円
	契 約 年 月 日	年 月 日	登 録 年 月 日	年 月 日	
	定 置 場		残 存 価 格		

	修理工場の名称 及び所在地	自動車「及び買換え自
--	------------------	------------

動車」を記す。

第 18 号の 11 様式 (の 1) 中「自動車税 (種別割) 減免申請書 (公益関係)」を「自動車税減免申請書 (公益関係)」とし「自動車税 (種別割) の」を「自動車税の」とする。

第 18 号の 11 様式 (の 11) 中「自動車税 (種別割) 減免申請書 (一般生活路線バス関係)」を「自動車税減免申請書 (一般生活路線バス関係)」とし「自動車税 (種別割) の」を「自動車税の」とする。同様式備考 3 中「自動車税 (種別割) 減免対象バス車両」を「自動車税減免対象バス車両」とする。

第 18 号の 11 様式 (の 1) 中

自動車税 (環境性能割)	円
自動車税 (種別割)	円 (年税額 円) 減額の始期 月

を

自動車税	課税額	円 (減免の始期 月)	自動車税 (種別割) 円 (年税額 円) 減額の始期 月	を 「自動車税 (種別割) の」を「自動車税の」とする。同様式備考 3 中「自動車税 (種別割) 減免対象バス車両」を「自動車税減免対象バス車両」とする。
	年税額	円		

考慮を標準とする。

第 18 号の 11 様式 (の 11) を次のように改める。

第 68 号の 3 様式 (その 2)

		※減免区分	新規	継 続		
自動車税減免申請書 (専ら身体障害者等の利用に供する自動車関係)						
石川県知事 様		年 月 日				
		住所又は所在地 氏名又は名称				
次のとおり専ら身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車に該当するため、自動車税の減免を申請します。						
登 録 番 号	取 得 年 月 日	減免を受けようとする税額	税 目	年 度	税 額	
	年 月 日		自 動 車 税		円	
減免を受けようとする自動車	種 別	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量	総排気量
				人 ()	kg ()	L
	用 途			自家用・営業用の別		
特別な仕様又は構造変更の具体的な内容						

備考 1 新たにこの自動車税の減免を受けようとする場合は、特別の仕様又は構造変更が加えられた自動車であること及びこれに要した金額を証明する書類 (契約書の写し、写真等) を添えてください。

2 この様式は、必要があるときは所要の調整をして使用することができます。

第 18 号の 11 様式 (の 11) 中「自動車税 (種別割) 減免申請書 (商品中古自動車関係)」を「自動車税減免申請書 (商品中古自動車関係)」とし「自動車税 (種別割) の」を「自動車税の」とする。

第 18 号の 11 様式 (の 11) 中「自動車税 (種別割) 納税証明書交付申請書」を「自動車税納税証明書交付申請書」とし「自動車税 (種別割) に」を「自動車税に」とする。

第六十九号の二様式(その一)中「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」と、「自動車税(種別割)に」を「自動車税に」と、「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第六十九号の二様式(その二)中「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」と、「自動車税(種別割)に」を「自動車税に」に改める。

第六十九号の四様式(表)中「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」と、「自動車税(種別割)の」を「自動車税の」に改め、同様式(裏)中「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」と、「の自動車税(種別割)」を「の自動車税」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第三号中「の種別割の賦課」を「の賦課」に改め、同号ロ中「第四百四十四条の十二第一項第三号」を「第四百四十四条の二第一項第三号」に改め、「の種別割」を削り、同項第五号中「(軽自動車税の環境性能割を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県税条例施行規則第二十三号様式の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第8号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公表した。

令和8年4月21日

石川県知事 山 野 之 義

石川県訓令第8号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

第42条の2第1項中「自動車税の環境性能割にあつては修正申告書をなす」と及び「の種別割」を削り、「条例第四百四十四条の九第三項」を「条例第四百四十一条第三項」に改める。

第93条から第97条までを削る。

第48号様式の3、第48号様式の4及び第48号様式の5中 「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第107号様式から第110号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この訓令の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 改正前の石川県税事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第 9 号の公表公告

石川県公告式条例（昭和 25 年石川県条例第 32 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公表した。

令和 8 年 4 月 21 日

石川県知事 山 野 之 義

石川県訓令第 9 号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税犯則事件事務取扱規程（平成 30 年石川県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

第 1 条中「及び軽自動車税の環境性能割」を削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の石川県税犯則事件事務取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後にした行為に係る犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る犯則事件の処分については、なお従前の例による。